

平成 20 年度がん専門薬剤師研修事業実施要綱

1. 基本的事項

(1) 研修の目的

本事業は、がん薬物療法に必要な高度の知識、技能、臨床経験を修得させ、将来、各地域においてがん専門薬剤師を育成・指導する役割を担う指導的立場のがん専門薬剤師を養成することにより、がん医療水準の均てん化を推進することを目的とする。

(2) 研修の実施主体

本事業は、社団法人日本病院薬剤師会(以下、日本病院薬剤師会)が運営する。

(3) 研修対象者

- ① 本研修は、原則として、地域がん診療拠点病院および特定機能病院に所属する薬剤師で、5年以上の実務経験を有する者を対象とする。
- ② 研修者の選定は、日本病院薬剤師会がん専門薬剤師認定申請資格を参考にして、日本病院薬剤師会が行う。
- ③ 本研修対象者は、一般的な病院薬剤師業務全般(「病院薬剤師のための業務チェックリスト」(日本病院薬剤師会薬剤業務委員会作成)参照)が行えることに加え、抗がん剤調製のみならず、実地臨床でのがん患者に対する薬剤管理指導業務(薬物治療モニタリング(以下、TDM)を含む。)の経験を有することが望ましい。

(4) 研修期間

本研修の期間は3ヵ月とし、第1期(5月から8月)、第2期(9月から12月)および第3期(1月から3月)の年3回行うこととする。なお、研修の時期および回数については、施設の実状を勘案し、変更して差し支えない。

2. 研修指導薬剤師

研修指導薬剤師は、研修施設に所属する常勤職員であって、原則として以下に掲げる事項をいずれも満たさなければならない。

- ① 研修指導薬剤師は、病院薬剤師としての実務経験が5年以上あり、調剤業務、製剤業務、薬剤管理指導業務、医薬品情報管理業務、医薬品管理業務等に十分な指導能力を有していなければならない。また、がん専門薬剤師養成に必要なとする十分な知識と経験を有し、が

ん医療に関連した学会発表や論文発表など、がん専門分野での相応の業績を有することが望ましい。

- ② 研修指導薬剤師のうち、少なくとも2人(本研修事業開始以降当分の間は1人)は、日本病院薬剤師会が認定するがん専門薬剤師あるいはがん薬物療法認定薬剤師でなければならない。
- ③ 研修施設に1名の研修総括薬剤師を選任する。研修総括薬剤師は研修指導薬剤師と協力して自施設の研修カリキュラムおよび研修計画の作成、施設内関係部門との調整、研修者の評価等を行うなど、本研修を総括する。
- ④ 研修指導薬剤師は、日本病院薬剤師会会員でなければならない。また、医療薬学会認定薬剤師であることが望ましい。
- ⑤ 薬剤部門は、下記実技研修項目に応じて、専任の研修指導薬剤師を配置することが望ましい。但し、研修指導薬剤師が病棟において抗がん剤の調製から薬剤管理指導まで総合的な業務を行っている場合はこの限りではない。

3. 施設と設備

本研修を実施する施設は、以下の要件を満たしていなければならない。

(1) 施設

- ① 日本病院薬剤師会が認定する研修施設であること。
- ② 日本病院薬剤師会が認定するがん専門薬剤師あるいはがん薬物療法認定薬剤師が2人(本研修事業開始以降当分の間は1人)以上常勤していること。
- ③ 臨床腫瘍学およびがん薬物治療学を講義・指導するのに十分な資質を兼ね備えた専門医が勤務していること。
- ④ 放射線治療医、臨床病理医、精神腫瘍医、緩和ケア専門医、生物統計家などの専門家が勤務していることが望ましいこと。
- ⑤ 臨床試験審査委員会(IRB)を有していること。

(2) 設備

- ① 本研修カリキュラムを遂行することのできる近代的入院設備、緊急設備、外来治療設備等が整備されていること。
- ② 以下の診療報酬の施設基準を全て届け出ていることが望ましいこと。
 - ・ 緩和ケア病棟入院料又は緩和ケア診療加算
 - ・ 特定薬剤治療管理料
 - ・ 薬剤管理指導料
 - ・ 無菌製剤処理料
 - ・ 外来化学療法加算 1

- ・がん診療連携拠点病院加算
- ③ その他、研修に必要な設備、図書、雑誌の整備が行われていること。

4. 研修カリキュラムの内容(詳細は資料2参照)

研修は、日本病院薬剤師会が主催する講義研修および各研修施設における実技研修ならびに課題報告により実施する。

(1) 講義研修

講義研修には、以下の内容が含まれていなければならない。

- ① がんの病理、疫学、発生のメカニズムなど基礎分野
- ② 各種がんの病態・治療法
- ③ 化学療法などの臨床腫瘍学
- ④ 抗がん剤の臨床薬理、PK/PD、支持療法、疼痛緩和薬剤の臨床薬理、オピオイドローテーションなどがん薬物療法全般
- ⑤ その他

がん領域の臨床試験、治験管理、がん看護に至る様々な領域についても網羅していることが望ましい。

講義研修は、日本病院薬剤師会が主催する研修(2日間集中教育講座)を必修とし、研修者は指定された研修を必ず受講しなければならない。本年度は、東京、大阪、福岡の3会場で実施する。なお、上記講義研修や以下の実技研修を補完することを目的として、各研修施設において独自の講義研修を実施することが望ましい。

(2) 実技研修

実技研修には、以下の内容が含まれていなければならない。

- ① 抗がん剤等注射剤調製、レジメン管理
- ② 内服抗がん剤管理、医薬品情報管理、外来化学療法患者指導
- ③ TDM(抗生剤、抗がん剤、免疫抑制剤)
- ④ 薬剤管理指導(乳腺、呼吸器、消化器内科、血液・幹細胞移植、緩和ケア等)
- ⑤ 医薬品(麻薬、向精神薬)管理

なお、がん専門または認定看護師、感染管理対策チーム、栄養管理対策チーム、緩和ケア対策チーム等医療チーム、核医学薬剤師、治験管理室等の活動を実技研修のカリキュラムとして含むことが望ましい。

また、研修内容の一部について他施設での研修を取り入れることも可能である。

(3) 課題報告

研修期間を通して少なくとも一つの課題が与えられ、3ヶ月間以内にまとめて報告会にて発表する。症例報告から、後ろ向き研究まで課題は研修総括薬剤師、各指導担当薬剤師らと共に決定する。

5. 評価の方法

(1) 研修施設は、研修終了時に研修者の習熟度・到達度について、別紙判定票を用い評価する。具体的には、指導薬剤師の判定（別紙 1）および研修者の自己評価（別紙 2）をもとに、研修総括薬剤師が総合評価を行う。

(2) 研修者による研修内容の評価を行う。（別紙 3）

(3) 研修施設は、(1)の結果をふまえ、研修者が研修の到達目標（資料 2）に達したと認められる場合、研修者に研修修了書を発行する。

がん専門薬剤師養成研修事業
習熟度・到達度判定票(研修施設用)

薬剤部長 殿

習熟度・到達度について、以下のとおり評価したので報告します。

平成 年 月 日

研修者： _____

研修総括薬剤師： _____

研修期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

<習熟度・到達度>

A. 充分である B. ほぼ充分 C. 不十分 D. 判定不能

指導者印

1) 抗がん剤調製(レジメン管理を含む)
※C、Dの場合の具体的なコメント

A B C D

2) 外来業務(外来化学療法における服薬指導を含む)
※C、Dの場合の具体的なコメント

A B C D

3) 薬剤管理指導業務
※C、Dの場合の具体的なコメント

A B C D

4) TDM
※C、Dの場合の具体的なコメント

A B C D

5) 緩和ケア
※C、Dの場合の具体的なコメント

A B C D

総括指導者印

総合評価
※コメント

A B C D

がん専門薬剤師養成研修事業

習熟度・到達度判定票(自己評価用)

薬剤部長 殿

習熟度・到達度について、以下のとおり自己評価したので報告します。

平成 年 月 日

研修者氏名： _____

研修期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

<習熟度・到達度>

A. 充分である B. ほぼ充分 C. 不十分 D. 判定不能

1) 抗がん剤調製(レジメン管理を含む) A B C D

※C、Dの場合の具体的なコメント

2) 外来業務(外来化学療法における服薬指導を含む) A B C D

※C、Dの場合の具体的なコメント

3) 薬剤管理指導業務 A B C D

※C、Dの場合の具体的なコメント

4) TDM A B C D

※C、Dの場合の具体的なコメント

5) 緩和ケア A B C D

※C、Dの場合の具体的なコメント

総合評価 A B C D

※コメント

がん専門薬剤師養成研修事業

研修者による研修内容評価票

薬剤部長 殿

研修内容について、以下のとおり評価したので報告します。

平成 年 月 日

研修者氏名： _____

研修期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

〈充実度〉

A. 充実している B. ほぼ良好 C. 不十分 D. 判定不能

1) 研修全般について A B C D

※C、Dの場合の具体的なコメント

2) 抗がん剤調製(レジメン管理を含む) A B C D

※C、Dの場合の具体的なコメント

3) 外来業務(外来化学療法における服薬指導を含む) A B C D

※C、Dの場合の具体的なコメント

4) 薬剤管理指導業務 A B C D

※C、Dの場合の具体的なコメント

5) TDM A B C D

※C、Dの場合の具体的なコメント

6) 緩和ケア A B C D

※C、Dの場合の具体的なコメント

7) その他(提案、コメントなど)